

# 令和3年度 歳末たすけあい贈呈金配分申請のご案内

郵送申請  
にご協力  
ください

毎年、市民の皆さまからお寄せいただく「歳末たすけあい募金」の浄財は、新たな年を迎える時期に、在宅で支援を必要としている世帯に対して贈呈金として配分し、地区の民生委員、児童委員がお届けしておりますが、**今年度も新型コロナウイルス感染予防のため、口座振込での贈呈になります。**贈呈金を希望される方は、申請が必要となりますので、**期日までにすべての内容をご確認の上、**申請してください。なお、申請の際は、できる限り郵送申請にご協力ください。

## 1. 配分対象となる世帯について ※1 2 の両方の条件に該当する世帯が対象です。

1 令和3年10月1日現在で、市内6ヶ月以上居住し、2のいずれかに該当する世帯

2 対象となる世帯・要件（※対象年齢は年度末を基準とする）

- ① 満75歳以上のひとり暮らし高齢者で、**市民税非課税世帯**
- ② 満19歳以上の障がい者（身体障がい者手帳1・2級、療育手帳㊦・A、**精神障がい者保健福祉手帳1・2級**）のいる世帯で、**世帯全員が市民税非課税世帯**
- ③ 満18歳以下で障がい児（身体障がい者手帳1・2級、または療育手帳㊦・A）
- ④ 保護者のいずれかもしくは、両親が交通事故等で亡くなられた18歳（高校3年生）までの交通遺児
- ⑤ 準要保護（教育委員会より準要保護児童・生徒認定され、就学援助を受給している）世帯で中学生以下の生徒・児童（保護者・未就学児も含む）



**※上記に該当する場合でも、生活保護世帯のほか、同一敷地内での別棟・隣家や同一世帯において世帯分離登録している方、施設入所や長期入院・入所（3ヶ月以上）などで在宅でない場合は、対象外となります。**

## 2. 申請書の提出について

### 提出書類

- ① 令和3年度歳末たすけあい贈呈金配分申請書・同意書  
**※必ず、申請書内の捺印を忘れずをお願いします。**
- ② 預金通帳のコピー（振込先が分かる面）
- ③ 障がい児・者は、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のコピー（氏名・等級が分かる部分）
- ④ 準要保護世帯は、「教育委員会発行：要保護及び準要保護児童・生徒認定通知書」のコピー



申請期限(令和3年)  
**11月19日(金)必着**  
申請期限を過ぎたものは  
受付できませんので  
ご注意ください!!

### 提出方法

**上記申請書類等を10月11日(月)から11月19日(金)必着で、下記事務局まで郵送、FAX、又は、窓口（受付時間：日曜日を除く8時30分から17時15分）にて提出してください。**

## 3. 贈呈金配分について

- ① 申請締切後、配分委員会において審査し、後日、審査結果通知書をお送りします。
- ② 贈呈金額は、今年度の歳末たすけあい募金額により決定します。
- ③ 贈呈は、12月中旬、指定口座に振込みます。

## 4. その他

身体がご不自由などの理由で、ご自分で申請することが困難な場合は、下記社会福祉協議会にご相談ください。

## 5. 申請書の提出・問合せ先

〒302-0116 守谷市大柏954-3 いきいきプラザ・げんき館内 守谷市社会福祉協議会  
電話 0297-45-0088 FAX 0297-48-5554  
メール shakyo.moriya.954-3@ace.ocn.ne.jp

